

## 物品見積心得

(総則)

第1条 北海道が発注する物品購入等に係る見積書の提出に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(公正な見積りの確保)

第2条 見積書提出者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 見積書提出者は、見積書を提出するに当たっては、競争を制限する目的で他の見積書提出者と見積価格又は見積書提出の意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければなりません。

3 見積書提出者は、契約の相手方の決定前に、他の見積書提出者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第3条 見積書提出者は、代理人をして見積書を提出させようとするときは、当該見積書の提出までに、その旨を証する書面（委任状）を支出負担行為担当者に提出しなければなりません。この場合において、見積書には、見積書提出者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、見積書を提出するものとします。

2 見積書提出者又はその代理人は、当該見積書の提出に対する他の見積書提出者の代理をすることはできません。

3 見積書提出者は、競争入札の参加を排除されている者、又は競争入札の参加資格を停止されている者を見積書提出者の代理人とすることはできません。

(見積書の書換え等の禁止)

第4条 見積書提出者又はその代理人は、その提出した見積書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効とする見積書の提出)

第5条 次の各号のいずれかに該当する見積書の提出は、無効とします。

(1) 記載金額その他見積り要件が確認できない見積書の提出

(2) 記載金額（頭首金額）を加除訂正した見積書の提出

(3) 記名がない見積書の提出

(4) 見積書提出者又はその代理人が同一事項について二以上の見積書の提出をしたときの見積書の提出

(5) 代理人が2人以上の者の代理をしてした見積書の提出

(6) 見積書提出者が同一事項について他の見積書提出者の代理をしたときの双方の見積書の提出

(7) 無権代理人の見積書の提出

(8) 見積書の提出に関し不正の行為があった者の見積書の提出（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）

(9) その他見積書の提出に関する条件に違反した見積書の提出

(契約の相手方の決定)

第6条 有効な見積書の提出を行った者で、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格で見積りした者を、原則として、契約の相手方とします。

2 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定することがあります。

なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(契約の相手方として決定された者と契約を行わない場合)

第7条 契約の相手方として決定された者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該者とは契約の締結を行いません。

(契約保証金等)

第8条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予

定日)までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期(目的物の引渡しを要する業務にあつては、目的物の引渡し期限)までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(見積書提出の辞退)

第9条 見積書提出について通知を受けた者は、見積書提出の期限までの間、いつでも見積書の提出を辞退することができます。

2 見積書提出について通知を受けた者は、見積書の提出を辞退するときは、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡してください。

3 前項により見積書の提出を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(一括下請負の禁止)

第10条 物品の製造の全部若しくは大部分又は指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはなりません。ただし、あらかじめ支出負担行為担当者の承認を得たときはこの限りではありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第11条 見積書の提出に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。